

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和3年度第4回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和3年11月16日（火曜日） 午後1時30分～午後2時40分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子 岩崎 万智子 小川 雄三 金子 祐樹 池田 拓矢 田村 治朗 富澤 洋 谷崎 美智子 星野 宏充
5 欠席者名	0人
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 会長の選出 (2) 職務代理者の指名 (3) 個人情報保護制度の事務の改善 (事務の名称 予防接種事業に関する事務) 【報告】 (1) 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118（直通）
11 その他	

会 議 錄

会議名：令和3年度第4回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開催日：令和3年11月16日（火）

開催時間：午後1時50分から午後2時40分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子

岩崎 万智子 小川 雄三

金子 祐樹 池田 拓矢

田村 治朗 富澤 洋

谷崎 美智子 星野 宏充

議 題

【議案】

- (1) 議案第1号 会長の選出について
- (2) 議案第2号 職務代理者の指名について
- (3) 議案第3号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 予防接種事業に関する事務)

【報告】

- (1) 個人情報取扱事務の報告について

事務局：総務局総務部長	穂刈 浩（欠席）
総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長	徳永 康洋
総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長	堀切 昇
総務局総務部行政透明推進課 主査	豊田 康平
総務局総務部行政透明推進課 主任	中元 貴之

発言者	発言内容

1 開 会	
事務局	<p>本日はご多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、このたびは、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>これから2年間の任期となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>令和3年10月22日付の委員委嘱後初めての会議となりますので、初めに委員の皆様より自己紹介をしていただきたいと存じます。お手元の委員名簿を御覧ください。</p> <p>それでは、岩崎委員のほうから順番にお願いいたします。</p>
各委員	(各委員 自己紹介)
事務局	ありがとうございました。
	次に、当審議会を担当します職員を紹介させていただきます。
	お手元の事務局職員名簿を御覧ください。
事務局	(事務局職員 自己紹介)
事務局	また、本日総務部長の穂刈につきましては、所用のため欠席とさせていただいておりますので、ご了承ください。
	それでは、着座にて会議を進行させていただきます。
	ただいまから令和3年度第4回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。
	本日の定足数ですが、定員10名のところ全員出席しておりますので、会議は成立しております。
	なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいません。
	また、会議録作成のために録音させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。
	[「はい」と言う者あり]
事務局	ありがとうございます。
	それでは、議題の審議に先立ちまして、今後審議会を運営していくに当たり、新たに委員をお引き受けいただきました方もいらっしゃいますので、当審議会の所掌事務等についてご説明いたします。お願いします。

事務局

それでは、私、豊田からご説明させていただきます。

お手元のこちらの水色の手引を御覧いただければと思います。後ろのほうになりますが、271ページを御覧ください。よろしいでしょうか。こちらは、当審議会条例の逐条解説でございます。

条例の第1条は、審議会の設置について定めております。こちらの解釈の1にありますとおり、当審議会は本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、よりよい制度へと発展させるために設置されるものでございます。

続きまして、第2条でございますが、こちらは当審議会の所掌事務について定めております。所掌事務は、大きく分けて3つございまして、1つは本市の各担当部署からの諮問に対して審議し、答申を行うこと、それから個人情報の取扱いについて市長からの報告を受けること、それから情報公開・個人情報保護制度に関する重要事項について市長に建議することの以上3つがございます。

まず、1つ目の諮問を受けて審議し、答申を行うことについてですが、この事項は大きく分けて制度の運営に関する重要事項と情報公開条例と個人情報保護条例において審議会に意見を聞くこととされていることの2種類ございます。「制度の運営に関する重要事項」については、272ページ、次のページの3行目から例示がありますように、制度運営に関する組織・手続の在り方などがございます。また、「情報公開条例と個人情報保護条例において審議会に意見を聞くこととされていること」につきましては、同じく272ページの9行目からの「第2号関係」に記載がございます。特に個人情報の取扱いに関して条例では原則禁止とされていることについて、審議会に意見を聞き、公益上必要である場合に可能となる案件については、審議会へ諮問されて答申することがございます。

2つ目の個人情報の取扱いに関して市長からの報告を受けることについてでございますが、こちらは市が個人情報を収集して事務を行う場合に、各担当部署は市長宛てに個人情報取扱事務届出書という届出書を提出し、市長はその届出内容を審議会に報告することとされております。個人情報取扱事務届出書とは、どういった個人情報をどういった目的のために利用するのかなどといった内容のものでございます。

なお、本日の次第にございます報告事項は、この報告を受けるということでございます。

3つ目の情報公開・個人情報保護制度に関する重要事項に関して市長に建議することについてでございますが、これはほかの2つのものとは違い、審議会が自主的に情報公開制度と個人情報保護制度に関して、市長に対して意見を述べるものでございます。

す。

続きまして273ページを御覧ください。第3条でございますが、こちらは当審議会の組織について定めております。当審議会は委員10人以内をもって組織し、委員については学識経験者と市民代表者の方から市長が委嘱するものとしております。

続きまして、第4条でございますが、こちらは当審議会委員の任期について定めております。委員の任期は2年とされておりまして、再任も可能となっております。

なお、今期の皆様の任期につきましては、令和3年10月22日から令和5年10月21日までとなっております。

続きまして、274ページを御覧ください。第5条でございますが、こちらは当審議会の会長について定めております。会長は委員の互選により定め、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理することとしております。

続きまして、第6条でございますが、審議会の会議について定めております。会議は会長が招集し議長となること、委員の過半数をもって会議が成立することが定められております。また、会議は原則公開となります。会長が必要と認める場合は、審議会に諮って公開しないこととすることができます。

続きまして、275ページを御覧ください。第7条でございますが、審議会の職務権限について定めております。当審議会が必要と認める場合には、関係者に対して出席を求ることや、資料の提出を求めることができると定めております。

続きまして、第8条でございますが、審議会の委員の皆様の守秘義務について定めています。通常の議題では公開の場で会議を行いますので、職務上知り得るような秘密を取り扱うということはございませんが、例えば特定の市民の個人情報等についてご審議いただくこととなるような場合につきましては、守秘義務が発生する場合がございますので、このような規定を定めております。

なお、条例の規定とは異なるお話になりますが、本日皆様からいただきました口座振込の依頼書などに基づきまして、報酬などを支払いたしましたが、委員の皆様へお支払いさせていただく時期でございますが、来月、翌月の上旬から中旬頃となりますので、ご確認をいただければと思います。

以上で本審議会の所掌事務等についての説明を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

それでは、議題に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日机の上に配付させていただいた資料でございます。次第でございます。次に、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催日程表でございます。なお、この日程表でございますが、3月の審議会の日程につきまして、事前に送付させていた

だいたい予定と変更になっておりますので、ご確認のほどお願いいたします。続きまして、第19回情報公開・個人情報保護審査会委員等交流フォーラムの開催でございます。なお、このフォーラムにつきましては、本市から職務としての参加は行わないため、参加を希望される場合は、誠に申し訳ございませんが、自主参加扱いとなりますので、お申込は各自でお願いいたします。次に、議案第3号の当日配付資料として、資料7及び資料8を追加させていただいております。

続きまして、既に皆様に配付させていただいております議案第3号 個人情報保護制度の事務の改善について（諮問）、報告資料（1）、個人情報取扱事務に係る届出について（報告）の資料でございます。

資料はお揃いででしょうか。よろしいでしょうか。

（資料確認）

2 議題

議案第1号 会長の選出について

事務局 それでは、議題に入らせていただきます。

議事進行につきましては、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会第6条第1項により会長が議長となることと規定しておりますが、委員の皆様の任期の初めての会議ということでございますので、会長が選任されておりません。会長が選任されるまでの間、しばらく進行役を私が務めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

事務局 それでは、議案第1号 会長の選出についてのご協議をいただきたいと存じます。

当審議会条例第5条第1項の規定により、会長は委員の互選によると定められております。委員の皆様から会長の選出についてご意見はございますでしょうか。

小川委員。

小川委員 やはり豊富な知識とご経験をお持ちの馬橋先生に、できれば引き続き会長に就いていただければ幸いかと思います。

事務局 ありがとうございます。

小川委員より、馬橋委員を会長にという意見でございますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

事務局 ありがとうございます。

それでは、会長に馬橋委員が選任ということでよろしいでしょうか。

田村委員 それで妥当だと思いますが、自分がなりたいという人がいれば、その人にいわば立候補してもらって話をしてもらって、それで異議がなければ、今までどおりというこ

とでいかがでしょうか。

事務局 すみません。互選で選ぶことになっています。

田村委員 そういう中で立候補した人を皆さんで互選という、そういう意味で。それでいなければ、私はそれで提案どおりでいいと思います。

事務局 では、よろしいですね。

馬橋委員 よろしいですか。だから、今のご意見は、立候補する人はいませんかとお聞きになっていただいて、立候補する方がいれば、その方でいいかどうかを選ぶのはまた委員さんだから、それが互選ですので。そういう形でお願いします。

事務局 では、すみません。失礼しました。立候補される方はいらっしゃいますか。いらっしゃいませんか。

そうしましたら、小川委員の提案どおり、馬橋委員を会長に選任するということでおろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

事務局 それでは、会長に馬橋委員が選任されたので、中央の席へお移りいただきたいと存じます。

それでは、これから議事進行につきましては、当審議会条例第6条第1項の規定により、馬橋会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長 会長に選任されました馬橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

不慣れではございますがとは言えないのでございますが、長年やっている委員の方もいますけれども、なかなか難しいですよね。よく分からぬことが結構ございますよね。だから、私どもも本当に分からぬことが多いのでありますから、皆さん方もどうぞご遠慮なく質問なりしていただいて結構でございますので、それは大体みんなが分からぬことでございますので、どうぞ遠慮なく聞いてください。今までそういう形でやってまいりましたので、初めての委員さんも、どうぞご自由にご質問なりご意見なりを言っていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第2号 職務代理者の指名について

議長 それでは、第2号議案で職務代理者を私のほうで指名することになっておりますので、審議会条例の第5条第3項というところでございますので、私のほうで指名させていただきますが、これは内田先生によろしくお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

議長 では、そのようにさせていただきます。

議案第 3 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 予防接種事業に関する事務）

議長 それでは、議案に入りますけれども、さっき説明あったと思うのですけれども、よく分からぬ人が多いと思うのですが、よく一般的に、例えば役所に情報公開を求める。役所がそれを拒否したというような例は多くございますよね。それに対してそれがいいかどうかという判断をするのは審査会のほうなのです。審査会の規定もうちには入っているのですが、ここは審議会でございまして、その前の段階の例えば役所が情報を取得していいかとか、その情報をよそへ提供することはいいのか。それから、近頃はやりのいわゆるコンピューターにつなぐということはいいだろうかというような点について同意をすること。個人情報等は、やはり重要な情報でございますけれども、公益上必要だということであれば、それはよろしいかというような判断をするのがこの審議会でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、この第 3 の議題、今日の議題はちょっと質が違いますけれども、そこは説明していただけたとおもいます。

では、第 3 号議案、よろしくお願ひします。

[実施機関（新型コロナウイルスワクチン対策室、デジタル改革推進部）入室]

議長 ご苦労さまです。どうぞお座りください。

では、いらしていただいた方、ご担当とお名前をおっしゃってください。

実施機関 さいたま市保健所新型コロナウイルスワクチン対策室長の辻村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

同じく新型コロナウイルスワクチン対策室の長永と申します。よろしくお願ひいたします。

デジタル改革推進部デジタル改革担当の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

同じくデジタル改革推進部デジタル改革担当の原口と申します。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、今からやっていきます第 3 号議案について、いろんな経緯もあると思いますので、簡潔にお願いして、またご質問もあると思いますので、よろしくお願ひいたします。

実施機関 よろしくお願ひします。

それでは、議案第 3 号、予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について、新型コロナウイルスワクチン対策室よりご説明をさせていただきます。

まず、特定個人情報保護評価について簡単にご説明をさせていただきます。本日お配りした資料7、当日配付資料①の1ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、国の機関である個人情報保護委員会がホームページで公表している資料となります。

まず、用語の定義についてご説明をいたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法において、マイナンバーをその内容に含む個人情報を、「特定個人情報」と定義しております。この特定個人情報につきまして、電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものの、一言で言うと、特定個人情報のデータベースを「特定個人情報ファイル」と定義しております。

特定個人情報保護評価とは、国の行政機関や地方公共団体などが特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを自ら宣言するものでございます。また、評価を実施した後において、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするときは、評価の再実施をすることとされております。

次に、2ページを御覧ください。特定個人情報保護評価のうち全項目評価の実施又は再実施が必要とされた事務につきましては、作成した評価書について住民等の意見聴取、いわゆるパブリックコメントを実施した後、第三者点検を行い、第三者点検を受けた後に評価書を個人情報保護委員会に提出し、公表するということが、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則という法令に規定されております。

この第三者点検について、地方公共団体の場合、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則とされておりますが、本市においては、個人情報保護条例第40条第2項の規定を適用してさいたま市情報公開・個人情報保護審議会へ諮問することとしております。

なお、法令の参考条文につきましては、4ページ以降を御覧ください。また、個人情報保護条例第40条第2項につきましては、情報公開制度・個人情報保護制度の手引の228ページを御覧いただきますようお願いいたします。

次に、予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について、概要をご説明いたします。資料1と、本日お配りした資料、当日配付資料②を御覧ください。

予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価につきましては、平成27年7月16日に、特定個人情報保護評価を実施した評価書を公表いたしました。この

たび、既に特定個人情報保護評価を実施しております既存の予防接種事業に関する事務に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行うこととなりました。以降、略称として「コロナワクチン接種事務」と申し上げますが、コロナワクチン接種事務では、接種記録の逐次把握のため、全ての市区町村において、国の組織であります内閣官房 I T 総合戦略室が開発したワクチン接種記録システム、以下「V R S」と略称させていただきますが、V R Sを利用することとされたことで、評価書の内容に、コロナワクチン接種事務において新たに生じる特定個人情報の取扱いを追記する必要が生じました。

この追記は、先ほど申し上げました評価の再実施が必要となる重要な変更に該当するものとなりますので、特定個人情報保護評価の再実施が必要となるものでございます。

なお、評価の再実施につきましては、重要な変更を加える前に行うことが原則となります。しかしながら、コロナワクチン接種事務におきましては、「事前に実施することが困難であると想定されるため、緊急時の事後評価の適用対象となる」と、国の事務連絡において示されております。こちらにつきましては、資料 8 の 3 ページを御覧いただければと思います。

そして、この事後評価の実施につきましては、「令和 3 年 11 月下旬を目安に実施し、完了していることが望ましい」と、同様に国の事務連絡において示されております。こちらは、資料 8 の 5 ページを御覧いただければと思います。

以上のことから、本市では 11 月下旬までに評価書が公表できるよう、評価書の修正、1か月間のパブリックコメントの実施を 10 月までに行い、このたびの審議会に諮問することといたしました。

続いて、評価書の修正内容についてご説明をいたします。

議長 どうしましょうか。そこでちょっと切りましょうか。そうでないと分からぬかもしぬないです。

誰かご質問等があればどうぞ。

具体的には、この場合は特定個人情報というと、どういうものが入るのでしょうか。

実施機関 この予防接種事業に関してということでよろしいですか。

議長 そうです。

実施機関 特定個人情報というのは、個人情報とマイナンバーがひもづいた情報になります、ワクチンの接種記録に関しては、例えば A さんという方がファイザー社製のワクチンを打ちましたという記録がマイナンバーとひもづきますと、それが特定個人情報という形になります。

議長 それを新たに取り扱うことになったが、従来の評価書には入っていないということですね。

実施機関 はい。

議長 そのため、評価書も当然にそこは変えないといけないということで、この議案は今日ここへ出てきたということになります。一応位置づけとしてはそういうことなのでですが、何か疑問な点とかがあればどうぞ。

だから、皆さんの資料で送られている資料1の2枚目のところに図が描いてあるではないですか。古いほうでお配りしたところの1ページ、資料1と書いてあるものの、1枚目なのですけれども、そこに下のほうに図が描いてあって、市が評価書を作成して公示して、いわゆるパブリックコメント、今回の資料の一番後ろに1枚ついていると思うのですけれども、そしてうちのところへ来ると。この有識者の点検を受けるということは、うちということですね。

実施機関 はい、おっしゃるとおりです。

議長 そして、国へ提出するという流れになるということのようです。一応流れだけよろしいですか。

では、その後。このたび必要となったところを教えていただくというふうにしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

実施機関 では、続きまして評価書の修正内容についてご説明をさせていただきます。

資料1の3ページと4ページを御覧いただければと思います。今回の評価書の主な修正箇所を一覧表にしたものでございます。なお、これ以外にも細かい追記等ございますが、要点となる事項のみ記載させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。また、今回追記している内容につきましては、VRSが国により開発されたものであることから、国が評価書のひな型を自治体に対して提示しており、提示された内容を基に記載しております。具体的な評価書の修正内容につきましては、資料4、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に基づき、主な内容を抜粋してご説明をさせていただきます。

まず、資料4の3ページから、「I. 基本情報」においてですが、「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の「②事務の内容」に、既存の予防接種事業に関する事務に加え、コロナワクチン接種事務の内容を追記いたしました。具体的には、VRSに接種対象者等の登録を行うことや、接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行うこと、接種証明書の交付を行うことが、本事務の内容となります。

次に、「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」でご

ざいますが、5ページに「システム5」として、「ワクチン接種記録システム（VRS）」を追記いたしました。

なお、先ほど申し上げました一連の事務については、全てVRSを用いて実施するものでございます。

続いて、9ページからの「II. 特定個人情報ファイルの概要」についてでございますが、まず10ページと11ページを御覧ください。「3. 特定個人情報の入手・使用」について、「③入手の時期・頻度」、「④入手に係る妥当性」、「⑤本人への明示」、「⑧使用方法」に、VRSによる特定個人情報の入手・使用に係る内容を追記いたしました。

なお、コロナワクチン接種事務において特定個人情報を入手するのは、「当市への転入者について、転出元市区町村への接種記録の照会が必要となるとき」と、「転出元市区町村からの接種記録の照会を受けたとき」、「接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要となるとき」に限られ、かつ、本人の同意が得られた場合のみ入手いたします。

次に、12ページからの「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」でございますが、17ページに「委託事項6」として「ワクチン接種記録システム（VRS）のシステム運用」を追加いたしました。

続いて、20ページ、「6. 特定個人情報の保管・消去」でございますが、「①保管場所」及び「③消去方法」にVRSにおける取扱いを追加いたしました。VRSは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しております。

具体的なセキュリティ対策といたしましては、「論理的に区分された本市の領域にデータを保管する」、「当該領域のデータは、暗号化処理をする」、「個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している」、「国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している」、「日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している」といった対策を講じております。

また、特定個人情報の消去方法につきましては、本市は本市のデータ領域に保管されたデータのみ、VRSを用いて消去することができ、他機関からは本市の領域内のデータを消去することができないようになっております。

議長

ちょっと教えてください。この中に例えば選ぶようになっていて、定められていないとか、1番の1年未満だとか、いろんなとき、それから丸がついていたり、回答が出ているではないですか。これというのは、こういう計画でやるということなのか、やった結果がこうだったということなのか、それはどっちなのですか。

- 実施機関 それは、6の特定個人情報の保管・消去のところでしょうか。
- 議長 例えば19ページのところですが、19ページのところに例えば100万人以上1,000万人未満という回答がついているではないですか。これは、これからそういうふうにするということなのか、この形でやるということなのか、それともこれでやりましたということなのか、どっちなのですか。評価というから、ちょっと分からないです。
- 実施機関 今回、この追記した内容というのは、実施している内容になりますが、冒頭の説明で申し上げましたとおり、本来でしたら評価書を修正する前に、ということになります。
- 議長 そこはいいのだけれども、実際書かれていることはどっちなのという意味です。
- 実施機関 書かれていることは、もう既に実施がされているものになります。
- 議長 された結果を書いているのか、それとも目的、こういう人数でやりますとかという目的を書いているのか、どっちか、それを教えてください。
- 実施機関 性質としては目的ということになると思います。こういった内容で実施するという。
- 議長 事業をやりますよという形ですよね。
- 実施機関 はい、おっしゃるとおりです。
- 議長 結果ではないですね。
- 実施機関 結果ではないです。
- 議長 先に出す、出さないは別の問題として。そうですよね。
- 実施機関 はい。こういう内容で行いますということを書いております。
- 議長 そういうふうに見ていただくと、多少はお分かりになるかと思いますけれども。ごめんなさい。
- 実施機関 続きまして、資料21ページからの「(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目」でございますが、30ページに「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」における特定個人情報ファイル記録項目を追加いたしました。
- 続きまして、資料31ページからの「III. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」においてでございますが、「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」、「リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク」、32ページの「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」について、VRS利用時におけるリスク対策といたしましては、「個人番号は本人からのみ入手すること」、「VRSのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御していること」、「入手す

る特定個人情報については、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線を使用すること」などを追加しております。

続いて、33ページと34ページを御覧ください。「3. 特定個人情報の使用」の「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報と紐付けが行われるリスク」、「リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」、「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」に、VRS利用時におけるリスク対策として、「VRSへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定すること」などを追記いたしました。

続いて、41ページと42ページを御覧ください。「7. 特定個人情報の保管・消去」の「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の「⑤物理的対策」に、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求められている物理的対策として「サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理」などを、「⑥技術的対策」に、同ガイドラインで求められている技術的対策として「論理的に区分された本市の領域にデータを保管する」、「当該領域のデータは暗号化する」などを追加いたしました。

主な修正箇所についての説明は、以上でございます。

最後に、資料5につきましては、9月24日から10月25日にかけて実施いたしました、パブリックコメントの意見募集結果と意見の原文でございます。提出された意見は2件でございました。提出に伴う本市の対応ですが、ご指摘いただいた内容については、いずれも評価書の内容に関するものではないため、素案のままといたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 分かりました。

何かご質問等ございますか。何でも結構でございます。

星野委員 ちょっと2点ほど教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

星野委員 資料の11ページの使用方法のところで、入手等については本人の同意を得るというようなご説明があったのですが、同意についてはどういった方法で同意を得ているのでしょうか。

実施機関 書面等、同意書という形で得ています。

星野委員 転出するときや転入するとき併せてですか。

実施機関 はい。

星野委員 それと、もう一点はリスク管理のところで41ページなのですが、サーバー室の入室等についてのリスク管理を行っているということなのですが、物理的に部屋を分け

たりとか、出入りについて制御するということのようなのですが、具体的にはどういう入室の制限を行っているのですか。静脈認証だとか、例えばＩＤ管理とかということをやっているのですか。結構情報漏えいって、簡単に部屋に入れてしまったりして、置いてある書類を見られたりとか多いのですよね。

議長 口を挟むようで悪いんですけど、おもしろいですよね。物理的対策は特に力を入れて行っているという最上級の評価になっているのだけれども、管理体制とか何とかだと、一段下がって十分整備しているとかってなっているのだけれども、今との関係等もあるのだけれども、そこをちょっと具体的に教えてもらえますか。

実施機関 まず、先ほどの物理的対策につきましては、こちらは実質的に契約の主体が国であり、国が委託業者と契約締結をしておりまして、さいたま市は国が契約した内容のサービスを利用しているという形になりますので、実質的にサーバー室などがどこにあって、どういうことを行っているかというのは、国においてもセキュリティの観点から詳しくは我々も教えてもらえない形なのです。

星野委員 クラウドサービスみたいに国のデータベースから必要な情報を取得すると。直接市さんが物理的に部屋に行って管理しているということではないわけですね。

実施機関 そうですね、はい。

星野委員 分かりました。

議長 国が特に力を入れているということですね。信用できるかどうかですね。

実施機関 先ほど会長がおっしゃられた選択肢の「特に力を入れている」、「十分ではない」、「課題が残されている」というところにつきましては、元々コロナワクチン接種事務以外の予防接種事業に関する事務を行っており、そのとき市が行っているリスク対策を書いている中で、特に力を入れているものに関しては、「特に力を入れている」という選択肢を選んでおりまして、今回のワクチン接種記録システムの利用に関して、ここの選択肢の「特に力を入れている」とか、「十分である」というところを変えたところというのではなく、従前の記載をそのままにしています。

議長 やっぱり、そういう情報が来た以上は、特に力を入れないといけないのではないですか。

実施機関 そうですね。ここは、はい。

星野委員 例えば保健所さんが、市民がワクチン接種を受ける接種の案内をいただいて、国の大手町の大規模接種センターでワクチンの接種を受けると、接種しましたという証明が出ますよね。あそこの端末で担当の方が入力されるわけですけれども、その入力データというのは、保健所さんほうにまたフィードバックされるようなシステムになっている。それは分からない。

実施機関 今回、このVRSという新しいシステムなのですけれども、接種会場に専用タブレット端末が置かれまして、そこでカメラを使って接種券の情報を読み取って、そうするとどの方がいつどこで、どのメーカーのワクチンを打ったのかという情報が即座にクラウド上にデータが格納されるという形になりますし、それを市は閲覧できるという形です。

星野委員 職域で打っても、国で打っても、地元市のデータの中には全てインプットされているという理解でよろしいですか。

実施機関 そうです。さいたま市民の方のデータはそこに入っています。

星野委員 分かりました。

議長 よろしいですか。そのほか何か。システムとか、何かありましたらどうぞ。よろしいですね。

これに従ってやってくださいということをお願いするしかないので、これについて了承することによろしゅうございましょうか。

[「はい」と言う者あり]

議長 では、そのようにさせていただきます。

どうもご苦労さまでございました。

実施機関 どうもありがとうございました。

[実施機関（新型コロナウイルスワクチン対策室、デジタル改革推進部）退室]

報告事項

（1）個人情報取扱事務の報告について

議長 それでは、報告事項に入つていいですか。

事務局 はい。

議長 報告事項の1というところで個人情報の取扱事務の報告、よろしくお願ひいたします。

事務局 個人情報取扱事務届出の報告についてご説明いたします。

資料のほうは、右上のところ、報告資料（1）となっているものになっておりますが、まずこちらの個人情報取扱事務の届出というものがどういったものかということを、お耳にされることもあまりないかと思いますので、まずは簡単なご説明等を交えながらお話をさせていただければと思っております。

まず、個人情報取扱事務についてですが、これは実施機関いわゆる市役所の各担当課が、法令等に基づいて市民の皆様から氏名、住所、生年月日等の個人情報を集めた上で実施する事務ということになります。さいたま市個人情報保護条例では、このような事務を実施する場合には、市民の皆様ご本人から情報を集めることを原則として、

その事務の目的の範囲内で利用することを各担当課に義務づけております。

また、条例では、個人情報の取扱いを厳格に管理するために、各担当課で個人情報取扱事務を開始、変更、終了する場合には、事前に届け出ることとしておりまして、市長はその届出を告示して、本審議会宛てに報告することになっております。そういう流れになっております中で、今回のご説明する内容は、このような理由に基づいて報告するという形のものになっております。

それでは、まず資料の1ページ目ですが、こちらは令和3年1月4日付で市長から本審議会宛てに提出された報告書となっております。こちらは、令和3年9月1日から10月31日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書に関する報告書となりまして、件数はそれぞれ開始が3件、変更が1件、廃止が2件となっております。

続いて、2ページ目を御覧ください。こちらは告示文書となっており、1ページ目と同様の内容が記載されております。

続きまして、3ページ目を御覧いただいくと、今回報告された事務の一覧となっており、事務の名称、担当課等を掲載しております。

続きまして、白紙の4ページを飛ばしていただき、5ページから22ページまでが各担当課で作成した各種届出の内容が記載されております。具体的に見ていきますと、例えば5ページのさいたま市行財政シンカ推進会議の運営というものがございまして、こちらの上段のところでは、事務の名称、担当課名、事務の目的及び概要等が記載されており、どのような事務となっているかを確認することができます。

続きまして、中段以降では、取り扱っている個人情報の種類、収集先などが記載されております。このうち、5ページの事例では当てはまりませんが、要配慮個人情報というものがありまして、これは障害、病歴等といった特に取扱いに配慮が必要な情報を言います。この欄では、その取扱いの種類及び根拠について記載することになります。

また、その下の個人情報の収集先については、どこ、または誰から、どのような根拠により、その個人情報を収集するのかが記載されています。市民の皆様の個人情報については、個人情報保護条例に基づき原則本人から収集することとなっていますが、法令等の定めがあるときや審議会で公益上特に必要があると認められる場合などには、本人以外の他者から収集することが可能となる場合もあります。

こういった要配慮個人情報の収集や本人以外からの個人情報の収集については、今後、担当課から本審議会に意見照会され、皆様方に御審議いただくこともありますので、その際はよろしくお願ひいたします。

これ以降のページについても同様の見方となりますので、説明はこれにて終了させていただきます。

報告資料については以上となります。

議長 ありがとうございます。

黒く塗り潰してあるのを収集する、こういうことです。これは報告を受けるということでございますので、何かこれについてご質問とかご意見ございますでしょうか。

あれば。よろしゅうございますか。

3 その他

議長 それから、次は日程の関係でよろしいですか。

事務局 はい。

議長 そうすると、次回が来年1月。

事務局 次回の審議会でございますが、令和4年1月26日水曜日、午後1時30分を予定しております。

議長 ということだそうでございます。

事務局 開催通知につきましては、改めてこちらから送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長 議題がないと、ないというご連絡をなるべく早くお送りするようにしておりますが、よろしくお願ひいたします。

本日これで終了ということになりますが、何か全般的なご意見、進行についてのご意向とかございましたらお聞きいたしますけれども、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

[「はい」と言う者あり]

議長 では、今日はどうも長時間ありがとうございました。